

令和 7 年度むつ市放任果樹等伐採事業補助金交付要綱

令和 7 年 11 月 4 日
むつ市告示第 185 号

(趣旨)

第 1 条 市は、人の生活圏にあるクマを誘引する樹木の伐採を行うことにより、クマによる人身被害の未然防止を図ることを目的として、予算の範囲内において、令和 7 年度むつ市放任果樹等伐採事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和 61 年むつ市規則第 16 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、伐採する樹木の所有者（所有者から委任を受けた者を含む。）とする。

(伐採木の種別)

第 4 条 対象樹種は、クマのエサとなる実を結ぶ樹木とする。ただし、営利目的に植付けされた樹木は、対象としない。

(補助金の交付申請、提出期限)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、むつ市放任果樹等伐採事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、令和 8 年 2 月 28 日までに市に提出しなければならない。

- (1) 位置図及び現況写真
- (2) 伐採に係る経費を確認できる書類の写し
- (3) 委任状（所有者から委任を受けた者が申請する場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第 6 条 市は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和 7 年度むつ市放任果樹等伐採事業補

助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第 7 条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第 5 条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容変更をする場合においては、むつ市放任果樹等伐採事業変更申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 申請者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、むつ市放任果樹等伐採事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けること。

（伐採期間）

第 8 条 樹木の伐採は、補助金の交付決定通知日から令和 8 年 3 月 31 日までに完了するものとする。

（補助金交付の方法）

第 9 条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（実績報告）

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、むつ市放任果樹等伐採事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 伐採後の写真

（補助金の請求）

第 11 条 補助金の請求は、令和 7 年度むつ市放任果樹等伐採事業補助金請求書（様式第 6 号）を市長に提出して行うものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、期間を定めて補助金の一部又は全額を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

（委任）

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

補助対象経費	補助金の額
対象樹木の伐採及び処分に係る委託料（1 回当たり 3 本を限度とする。）	補助対象経費に 4 分の 3 を乗じて得た額以内の額（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、樹木 1 本当たり 3 0, 0 0 0 円を限度とする。

備考

- 1 補助金の交付は、当該年度において同一の者につき 1 回に限るものとする。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。
- 3 国、他の地方公共団体等から補助金の経費を受けている経費は、補助対象経費から除くものとする。